第九条の次に次の一条を加える。

（区分経理）

第十条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　前条各号の業務（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第十二条の規定により国際観光旅客税の収入見込額に相当する金額を当該業務に必要な費用に充てるものに限り、次号に掲げるものを除く。）

二　前条第七号の業務（国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律第二条に規定する国際会議等の開催についての寄附金の募集及び管理並びに交付金の交付に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務

三　前二号に掲げる業務以外の業務

第十六条第二号中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第五条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十号の次に次の二号を加える。

二十の二　国際観光の振興に資する施策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十の三　国際観光の振興に資する施策に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

第四十四条中「第四条第一項第二十一号」を「第四条第一項第二十号の二」に改める。

（政令への委任）

第六条　附則第二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

国際観光旅客税法をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年四月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第十六号

国際観光旅客税法

目次

第一章　総則（第一条―第十四条）
第二章　税率（第十五条）
第三章　納付等（第十六条―第十八条）
第四章　雑則（第十九条―第二十三条）
第五章　罰則（第二十四条―第二十六条）
第六章　犯則事件の調査及び処分（第二十七条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、国際観光旅客税について、納税義務者、課税の対象、税率、納付の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　国内　この法律の施行地をいう。

二　国際船舶等　本邦と外国との間において行う観光旅客その他の者の運送に使用する船舶又は航空機（各国の政府又は地方公共団体が使用する船舶又は航空機であって公用に供されるものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

三　国際観光旅客等　国際船舶等により本邦から出国する観光旅客その他の者であって次に掲げるもの（ロ又はハに掲げる者にあっては、出入国港（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第八号に規定する出入国港をいう。第十三条第一項及び第十四条において同じ。）から出国するものに限る。）をいう。

イ　本邦から出国する際出入国管理及び難民認定法第二十五条第一項又は第六十条第一項の規定による出国の確認を受ける者（ロ又はハに掲げる者を除く。）

ロ　国際旅客運送事業に使用される航空機により本邦を経由して外国に赴く旅客として政令で定めるもの

ハ　条約の規定に従うことを条件に本邦に入国する者として政令で定めるもの

四　国際旅客運送事業　他人の需要に応じ、有償で、国際船舶等を使用して旅客を運送する事業をいう。

五　国内事業者　国際旅客運送事業を営む者であって国内に住所、居所、本店又はその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（第十九条第一項及び第二項並びに第二十条第一項及び第二項において「住所等」という。）を有するものをいう。

六　国外事業者　国際旅客運送事業を営む者であって国内事業者以外のものをいう。

七　特別徴収　第十六条第一項又は第十七条第一項の規定により国際観光旅客税を徴収し、及び納付することをいう。

2　この法律において「相続」には包括遺贈を含むものとし、「相続人」には包括受遺者を含むものとする。

（人格のない社団等に対するこの法律の適用）

第三条　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（第二十六条第一項及び第三項において「人格のない社団等」という。）は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

（納税義務者）

第四条　国際観光旅客等は、この法律により、国際観光旅客税を納める義務がある。

（課税の対象）

第五条　国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国には、この法律により、国際観光旅客税を課する。ただし、当該国際船舶等が天候その他やむを得ない理由により外国に寄港することなく本邦に帰った場合は、この限りでない。

（非課税）

第六条　次に掲げる国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国には、国際観光旅客税を課さない。

一　国際旅客運送事業に使用される航空機により本邦を経由して外国に赴く旅客であって本邦に入国後二十四時間以内に本邦から出国するものとして政令で定めるもの

二　天候その他やむを得ない理由により本邦に寄港した国際船舶等に乗船し、又は搭乗していた者であって政令で定めるもの

三　本邦から出国する日（国際旅客運送事業に使用される国際船舶等であって政令で定めるものにより本邦から出国する者にあっては、政令で定める日）における年齢が二歳未満の者